

2022年（令和4年）3月30日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護審査会  
会長 篠崎 百合子

本人に係わる内容が記載された苦情・相談・咬傷事故処理票に係る  
管理情報開示一部承諾決定処分に対する審査請求について（答申）

2021年（令和3年）10月8日付け（諮問第25号）で諮問された「本人に係わる内容が記載された苦情・相談・咬傷事故処理票」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する審査請求について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

藤沢市長（以下、「実施機関」という。）が、審査請求人の行った「本人に係わる内容が記載された苦情・相談・咬傷事故処理票（以下、「本件文書」という。）」の管理情報開示等請求に対し、本件文書中の「受付」欄、「苦情者」欄及び「処理経過」欄（以下、「本件非開示部分」という。）につき、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下、「条例」という。）第23条第1号の規定に基づき、2021年（令和3年）5月28日付けでした管理情報開示一部承諾決定処分は、妥当である。

#### 第2 本件諮問までの経過

- 1 審査請求人は、2021年（令和3年）5月18日付けで、実施機関に対し、条例第20条により、本件文書について、管理情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、同月28日付けで、審査請求人に対し、一部承諾決定処分（以下、「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、実施機関に対し、同年7月13日付けで、本件非開示部分の全部について非開示処分を取り消すことを求めて審査請求を行った。
- 4 実施機関は、同年10月8日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）に対し、条例第44条の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

- 1 実施機関には、個人情報保護法・条例に照らし、以下の違反ないし懈怠がある。
  - (ア) 審査請求人の個人情報を、審査請求人を何ら関与させず、実施機関が収集・保管・利用し、審査請求人はどのような過程で審査請求人の個人情報が取得され、どのような内容の情報で利用・保管されているかもなんら通知がなく不明である。

条例第10条では、「個人情報は本人から直接取得しなければならない」とする。そして極めて例外的に本人以外から取得する場合には藤沢市個人情報保護運営審議会の意見をきかなければならないとしている。その後本人へ報告しなければならないとしている。実施機関は、このような情報を苦情者からすなわち本人以外の者から取得しながら一定の手続きをして本人に報告することを怠っている。
  - (イ) 条例第9条に規定されている個人情報登録簿に、苦情者から収集した指導先(苦情先)の個人情報は、一切、登録されておらず個人情報管理の対象とされていない。
  - (ウ) 個人情報保護法第18条、27条に規定する保護手続きがなされていない。

これらの法・条例違反ないし懈怠により審査請求人が被った不利益を事後的に補完すべき意味で全面的に開示すべきである。
- 2 本件処分は、個人情報開示についての一般的基準に反する。
  - (ア) 「苦情・相談・咬傷事故処理票」は単一の文書であり、このうち特定の個人を識別することができる「氏名・住所」等の記述以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、不開示情報ではないものとして取り扱わなければならない。

情報公開法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならない、としている。

一般的基準では、「住所・氏名」を除いた部分につき、合理的で具体的・明確な理由が記載されていない限り、開示しなければならない。
  - (イ) 本件においては、「人の生命、健康または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であるから、「住所・氏名」についても開示すべきである。
- 3 実施機関は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護法」という。)第25条1項によって指導・助言を行うことができる場合に該当しないにもかかわらず、ある人物から苦情があったとして、審査請求人に対して指導・助言を行ったものであり、審査請求人の権利・利益を侵害している。

審査請求人が苦情の真否および自己の動物管理に対する対応の是非を適切に判断するために、苦情者・苦情内容が開示されるべきである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

- 1 本件非開示部分のうち、「苦情者」欄の住所、氏名、電話番号は、開示請求者（審査請求人）以外の個人情報であって、開示請求者（審査請求人）以外の個人を識別することができることから、条例第23条1号により非開示とした。
- 2 本件非開示部分のうち、「受付」欄の受付日、「処理経過」欄の苦情連絡日時及び連絡手段、苦情者の申出内容は、本件文書が苦情を受けての指導に係る対応記録であるという性質上、苦情申出者は一定の地理的範囲内に生活する者であると容易に推察されてしまうこと、また、苦情の受付は原則として指導先（審査請求人）に対し苦情申出者が特定されないことを前提に成り立つ制度であり、本件においても指導先（審査請求人）に対し苦情申出者を明らかにしてよいとの意思表示を受けたものではないことから、それぞれの情報単体では特定の個人を識別できないものの、他の開示情報等と組み合わせることにより苦情申出者が特定された場合に、同人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第23条1号に該当し、非開示とした。

#### 第5 審査会の判断

- 1 審査請求人は審査請求書において個人情報保護法等も引用するが、本件は藤沢市の管理する個人情報について条例第20条に基づき開示の請求がなされた事案であるから、条例第23条以下の規定に基づき、実施機関の開示義務等について検討する。
- 2 条例第23条1号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの」又は「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示義務の例外として規定する。

本件非開示部分のうち、「苦情者」欄は、「開示請求者以外の個人を識別することができるもの」にあたることは明らかである。

つぎに、本件非開示部分のうち、「受付」欄の受付日、「処理経過」欄の苦情連絡日時及び連絡手段、苦情者の申出内容について検討する（なお、管理情報開示・訂正等一部承諾決定通知書別紙及び弁明書別紙の「請求することができない部分の内容及びその理由」には、「開示することができない部分」として「処理経過」欄の「氏名」があげられているが、本件文書を見分したところ、「処理経過」欄の非開示部分には「氏名」は記載されていない）。

本件文書を見分したところ、「処理経過」欄の非開示部分には、「苦情者」から実施機関に対し苦情申出のなされた年月日、時間、申出連絡の手段、苦情の対象となる事由や要望が記載されている。また、「受付」欄には、受付日が年月日で記載されている。

開示請求者以外の個人を識別することができるかの判断にあたっては、個人情報

保護の観点から、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合も含まれると解されるところ、本件文書が住民間における猫への給餌等についての意見の相違に起因して、これに対する市の対応についての苦情相談に関する情報であることに鑑み、照合の対象となる他の情報には、一般人が通常入手しうる情報のみならず、近隣住民等の特定人が入手しうる情報をも含めるのが適切である。

これを本件についてみると、上掲の非開示部分には、一定の範囲の者しか知りえない複数の情報が含まれ、これらと近隣住民等の特定人が入手しうる情報を照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性がある。

また、仮に「苦情者」が誰であるかの特定にまで至らなくとも、上掲非開示部分の開示により、絞り込みを容易にすることは明らかであり、上述した本件文書の情報内容に照らし、「開示することにより、なお、開示請求者以外の権利利益を害するおそれが」があると認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第23条第1号本文に該当する。

- 3 条例第25条は、「実施機関は、開示請求に係る管理情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該管理情報を開示することができる。」と規定する。

審査請求人の、本件非開示により同人の権利利益が侵害されている旨の主張は、条例に即してみれば、条例第25条に基づき裁量的開示をすべきであるとの主張であると解されるので、この点について検討する。

審査請求人は、実施機関の法令違背を指摘し、それによって侵害された審査請求人の権利利益を回復するため本件非開示部分を開示すべきと主張する。しかし、仮に審査請求人の指摘する法令違背があったとしても、それにより生じうる審査請求人の権利利益の侵害の回復のために、「苦情者」を特定しうる情報の開示が客観的に必要であるとはいえない。

したがって、本件について、条例第25条に基づく裁量的開示を行うべき事情は認められない。

- 4 よって、実施機関が本件文書について管理情報一部非開示決定した処分は、妥当であると判断する。

なお、本件文書における審査請求人に係わる記述のうち、審査請求人以外から収集した情報がどの部分であるか、審査請求人以外から収集した情報が条例第4条第1号に定義される個人情報に該当するか、本件文書からは判然としない。個人情報の収集における本人収集の原則（条例第10条第2項）の例外に該当する可能性がある収集にあたっては、条例の規定する収集の要件、手続きが適正になされているかを慎重に確認した上で行わねばならないが、本件個人情報の収集が適法に行われたか否かの問題と、本件非開示部分が公開されると特定の個人を識別することができる可能性があるか否かの問題とは、直接関わりがない。

以上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2021. 10. 8	諮問
2021. 11. 18	審査会 審査会に対する審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
2022. 1. 21	審査会 実施機関からの意見聴取 審議
2022. 3. 30	答申

第17期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2020年4月1日～2022年3月31日)

氏名	役職名等
石原 宏尚	医師
○ 小澤 弘子	弁護士
◎ 篠崎 百合子	弁護士
宮地 基	明治学院大学法学部教授
吉田 眞次	公認会計士

◎会長 ○職務代理者